⑷　外務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者、又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。
⑹　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑺　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たすものであること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　東修平　電話03―3580―3311　内線2137
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。
⑶　入札書の受領期限　「電子入札・開札システム」により入札及び書類の提出を行う者は、入札書類データを平成23年６月21日午後５時00分までに下記５に示すアドレスに提出すること（但し、「紙」により提出することは可とする。）。なお、「紙」による入札参加を希望する者は、同期限までに上記３⑴に示す場所に入札書類等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　平成23年６月24日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房会計課管理室　村田　康司　電話03―3580―3311　内線3624
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに電子データまたは書類にて提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該電子データ又は書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　電子入札・開札システムのアドレス及び問い合わせ先
外務省電子入札・開札システム
http://www.e-procurement.mofa.go.jp/
電話03―5501―8425（受付：平日09：30～17：30）
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 26
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Supply of electricity, 1 set.
⑶　Delivery period : From July 1, 2011 through March 31, 2013
⑷　Delivery place : Ministry of Foreign Affairs.
⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Person under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade Purchase A, B or C “Sell of product” in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Foreign Affairs (Single quailfication for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2010, 2011 and 2012 ; ④have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity) ; ⑤have got the permission as general gas utilities based on the Gas Utility Industry Law, or who is performing the notification as an gas lead pipe entrepreneur based on the Law, or those who is performing the notification as large quantity gas utilities based on the Law. ; ⑥be a person who took a grant of a tender manual. ; ⑦be satisfied with the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑹　Time-limit for tender by electronic bidding system or tenders bring with : 5 : 00 p.m. June 21, 2011
⑺　Contact point for the notice : Shuhei Azuma, Financial Affair Division, Minister’s Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 3624

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年４月28日
支出負担行為担当官
東北財務局総務部長　松本　　弥
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　04
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び予定数量
仙台合同庁舎で使用する電気
契約電力1,000キロワット
予定使用電力量2,221,000キロワット時
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　供給期間　平成23年８月１日から平成24年７月31日まで。
⑸　需要場所　入札説明書による
⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　平成22・23・24年度一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の販売」であり、「A」又は「B」等級に格付けされ、東北地域の資格を有する者とする。
⑵　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は、同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。